

5. 竹島問題

1) 文書番号 1237 不開示が開示、28 頁

日韓条約解釈の相違点と
韓国側、説明の要旨

40. 10. 4
在ソウルの前田記

10月4日午前 伊藤卯四郎議員は、民
社党議員団の経済企画院長官室にて、
日韓条約解釈の相違点と、特に竹島
問題、平和線問題、管轄権問題と
まことにこのことに対し、韓国側
（ソウルの）
説明の要旨の通り。
韓国側出席者は、張基宗副総理
元岩莖無任所長官、車均龍農林部

長官 文徳閣外務部次官 韓国領農林

部次官 [redacted] 外務部 [redacted]

(1) 37の 問題の 5. 管轄権と 平和線と
 周知の 日本政府の 立場に 業に 思わ
 ぬに 独島と ついて は かなり 辛 しいが
 あくまで 答弁 技術と 工夫を 要する
 こと 管轄権と ついて 国連決議の中 には
 韓国側と して 弱 しいこと があるが 否
 めが 韓国政府と して 同決議の 全文
 と 国民と して 示して いる。 (張副
 総理)

3
(2) 竹島問題

(a) 佐藤総理の 会議発言に対し

李外務部長官は 軽く、「これは国内問題

と考へるの 政治的発言」と 韓国

記者 ~~の~~ コメント ²⁰⁰² である。このコメントは

局長官 ~~の~~ 席 ^{韓国} 考へた ²⁰⁰² 行の

発言 ^{韓国} である。政府には 事前の 検

討に 相当 含蓄の ある 発言 ²⁰⁰² である

と 理解 ²⁰⁰² した。国内問題と

考へる ²⁰⁰² こと ²⁰⁰² の ²⁰⁰² 換言すれば

佐藤総理以下日本側は 国内 ^何 問題 ²⁰⁰² である

後記の通り。二の発言は water ^{down}

その ~~発言~~ 事務的の点、意見を
表明した。

(二の問題に關する)

(a) 韓国側といた。従って、日本側の
発言のこの命令答弁に對し、

「これは不當だ」というふう ~~に~~ 述べた。
正面印の反駁を加えようとした。
。(張副総理)

(c) 日本側が竹島を紛争解決の
換心文に直接絡む ~~よう~~ 答弁 ~~した~~

此の二は韓国側といた。同文

換心文の所も竹島等々の対象として

も、~~その~~ 紛争解決条項と協定

自体の中にもその問題ありのり

わりの ~~問題あり~~ 是に留意すべき

(問題上同じ)

も、日本側は竹島を直接交換対象

と結ぶべきである。一方は、韓国

側には、反駁せざるを得ない。(文

次會)

(本件は)

(d) 結論的により、日本側は、未解

決の懸案問題あり。日本領土

(竹島等について)

と、~~その~~ 領土権を主張し、

(3) 平和線問題

(a) 「平和線の宣布理由として漁業資源の保護のほか、安全保障^等もあり、漁業協定がなされ今日とあり、日本^(船)漁業の安全操業が確保され、平和線は日本と韓国にも影響^(の)が~~あり~~あり。漁業資源保護線として平和線は考慮されたりあり。安全保障の~~問題~~^(点)は、日本漁船と韓国漁船と韓国、国内問題であり、日本政府の関与

GA-6

しやうにせよとあり、この二つは日本側で

答弁にせよとある。 (元長官)

(b) 漁業協定は国際協定であり、

国内法の漁業資源保護法や一方

的宣言であり、海洋主権宣言は優先す

るにせよとあり、この二つは (元長官)

(c) 6年後に平和線は復活する

の二つは、この二つは日本の一部に

はあり、この二つは、案情を全く無視した

議論を思ふ。協定の有無と違言

とあり、日露漁業の共同体制は存在

及び国々の行くべきこと、資源保護を
 一國だけでやることも駄目なことは今や國
 際通念として知られており、6年後
 上ある程度の修正が必要と^(すべ)なること
 があることも、協定の全部が(4)の2(3)
 上の4-2の4全に考へられたい。(主
 として元長官)

(4) 管轄権問題

(a) 非常に難しい問題があり、それは
 日本側^(とあること)が~~韓国~~朝鮮動向の上り
 莫大に被害を及ぼす事象を考へて

もしくは、韓半島と北半島の問題を
 解釈以前の事柄に属する。国連決
 議の解釈とあり、日本側にも「2」
 の朝鮮」といふ概念の~~事~~発火は
 なくとも、日韓関係の根底を
 覆つてくる。(文次官)

(4) 国連監視下の選挙は、北鮮の不
 法集団の一方的妨害により北鮮で行
 われぬべく、この行われぬことが
 であり、これはあくまで韓国の国内政
 治の問題であらう。国際的には韓

國政府は韓半島における唯一の合法

政府^ととしてある。これを反対解

釈すれば、韓半島には他に如何なる

政権も合法的にはあり得ないとして

してある。(文友會)

(c) (現案の施政は休戦線の北に

は及ばず、^北南にのみ及んでいふこと

は、^の民社黨側、質問に答

(i) 韓国の管轄は南半分にのみ

及んでいふことである。及び

主権は、北鮮の不法占拠のため

18

北朝鮮及 ~~北朝鮮~~ 等の国々がある。日本
 例の何れも ~~北朝鮮~~ 等 ~~北朝鮮~~ 等 ~~北朝鮮~~ 等
 と ~~北朝鮮~~ の国々である。(主として文
 学)

(d) 北朝鮮とは白紙の国である。議論は
 韓国と北朝鮮の国々。白紙の国々。北朝鮮
 と何れもあり。将来北朝鮮と相手と
 あり可能性がある。北朝鮮の国々である。
 北朝鮮は不活である。北朝鮮の国々である。
 と北朝鮮の国々である。(文学)

日韓条約解釈の相違点
關於 韓國側の說明

40. 10. 9

在野の前日記

10月9日午前伊藤卯四郎議員の民
社黨議員團の經濟企画院長官室上

日韓条約解釈の相違点に對して竹島

問題 平和線問題 管轄權問題

主權に對しての對し 韓國側 ~~の說明~~ (以下行の如く)

說明 ~~の~~ 要旨の如く

韓國側出席者は 張基采副總理

元若苑無任所長官 車均植 農林部

長官 文部省外務部次官 韓国領農林

部次官 [redacted] 外務部 [redacted]

(1) 37の御題の(5) 管轄権と平石線と

周りに日本政府の立場を禁じと思わ

れども 独島への出入り率に非ず

あつて 答弁技術と工夫を要する

なる 管轄権のついで 国連決議の中での

韓国側とて 弱くしてあるのは否

めず 韓国政府に 同決議の全文

を 国民に告示してやる。(張副

総理)

(2) 竹島問題

(a) 佐藤総理の会談発言と対し

李外務部長官の「軽く」²⁰⁰³ 対して国内問題

と考へる「政治的発言」として韓

記者の「~~この~~」²⁰⁰³ 対して「この」

局長官の「即席」考へる「^{韓国}」

「^{韓国}」政府に「事前」に

討に相当含蓄の「^{韓国}」

と理解「^{韓国}」国内問題と

考へる「^{韓国}」換言すれば

佐藤総理以下日本側「^{国内}」

ああいう...物北方に... 韓国の...
工場の... ~~.....~~

~~.....~~ 差別的な日本側の国内
問題 ~~.....~~ 韓国の ~~.....~~ ことあり...
... ~~.....~~ ... imply ...

上は... 仮に... 韓日関係、国際問題
... 来... 場合... 気...
... 別... 意...

... 意味... (張副総
理) (文 ~~.....~~ ... 発言...
... 表情... 示...

換心文は所も竹島 の 対象に

も ~~の~~ なく、紛争解決条項と 協定

自体の中にも ~~ある~~ 問題 ~~が~~ ~~ある~~

ゆえ ~~に~~ ~~ある~~ 是に留意 すべき

(問題上 周知)

も日本側 に 竹島 を 直接交換心文

に 結 ぶ 方 に 是れ は 韓国

側 に 反駁 せ る 得 ら れ る。(文

次官)

(本件は)

(d) 結論的 に い ふ に、日本側 に は 未 解

決 の 懸案問題 に あ る、日本 の 領土

(竹島 を い ふ)

と い ふ に、是れ が 主 張 の 領土

42 東北に、二水口もその方向に支流
 と続く。行くともうあると、いふこと
 線が、~~いふこと~~、~~その~~ 程度 ~~韓国側~~
 と、~~いふこと~~、~~その~~ も結構ある
 だ。 ~~いふこと~~、~~その~~ 形 ~~韓国側~~
 線と、~~いふこと~~、~~その~~ がある。 韓
 国側と、~~いふこと~~、~~その~~ 明 ~~いふこと~~、~~その~~ 竹
 島が日本領であること、~~いふこと~~、~~その~~ 抗議文書
 と、日本側 ~~いふこと~~、~~その~~ 何回 ~~いふこと~~、~~その~~ 夏
 に ~~いふこと~~、~~その~~ 事実を 確認 する
 こと ~~いふこと~~、~~その~~ 交換 ~~いふこと~~、~~その~~ 公文書

問題

2. 竹島の特定が... 周辺に

解向に

(紛争解)

紛争がある... 約束... 程度に

... (主に江副総理...)

... 韓国側出席者... (表情)

(c) 日本側で専管水域を設定

際... 竹島の周囲にも設け

... 草懇は根本的に

悪化... 願

... (文友官)

(3) 平和線問題

(a) 「平和線の宣布理由とは 漁業資源の保護のほか、安全保障^等もあつた。漁業協定が済んだ今日とつては、日本^(船)漁業の安全操業が確保された。平和線は日本と韓国の影響^(の)が~~あつた~~とつた。漁業資源保護線とは平和線は異なるからである。安全保障の~~問題~~^(点)は日本漁船とは無関係で韓国、国内問題であつた。日本政府の通知

しやいことであつて、いふに日本側で

答へにせよといふ。(元長官)

(6) 漁業協定は国際協定であり

国内法の漁業資源保護法や一方
的宣言であり、海洋主権宣言は優先す

ることはいふべきでない。(元長官)

(7) 6年後には平和線が復活する

のではないかと心配が日本の一部に

あるといふが、案情を全く無視した

議論と思ふ。協定の有効と運営

上の日韓漁業の共同体制は不

不_レ同_レの_二行_レは_レ、資源保護を
 一_レ國_レの_二行_レは_レも、駐_レ日_レの_二行_レは_レ今_レや_レ國
 際_レ通_レ念_レの_二行_レは_レ、6_レ年_レ後
 と_レある_レ程_レ度_レの_二修_レ正_レが_レ必_レ要_レと_レ考_レへ_レら_レる_レ。 (注)
 其_レの_二行_レは_レ、協_レ定_レの_二全_レ部_レを_レ考_レへ_レら_レる_レに_レは
 上_レの_二行_レは_レ、全_レく_レ考_レへ_レら_レる_レ。 (主
 として_レ元_レ長_レ官)

(4) 管轄権問題

(a) 非常_レに_レ難_レか_レい_レい_レ問題_レが_レあり、不_レが
 日本_レ側_レが_レ韓_レ國_レが_レ朝鮮_レ郵_レ政_レの_二行_レは_レ、
 莫_レ大_レに_レ被_レ害_レを_レ受_レけ_レる_レ事_レ象_レを_レ考_レへ_レら_レる_レ。

もしくは、韓国側と北側との問題の
 解釈以前の事柄に属する。国連決
 議の解釈と異なる。日本側でも「2」
 の朝鮮」といふ概念の~~も~~発端は
 以下であるが、日韓関係の根底から
 覆るべきこと。(文次官)

(4) 国連監視下の選挙は、北鮮の不
 法集団の一方的妨害により北鮮が行
 えず、北側は北鮮が行わねばならぬ
 であり、北側は北鮮が韓国、国内政
 治の問題である~~こと~~、国際的には韓

国政府は韓半島における唯一の合法

政府^とである。これを反奸解

釈すれば、韓半島とは他に如何なる

政府も合法的とは有り得ないこと

である。(文友會)

(c) (現案の施政は休戦線の北に

及び南^にに及んでいふことは

いふこと、民社党側の質問に答

え) 韓国の管轄権は南半分にのみ

及びに及ぶ。

また、北朝鮮の不法占拠の正否

と北に及^(た) ~~た~~ びのびとある。日本
 側で何も^(な) ~~な~~ きりきりい^(い) ~~い~~ ぬぐ
 と^(す) ~~す~~ のびぬぐ^(ぬ) ~~ぬ~~ か。(主として文
 次官)

(d) 北鮮とは白紙だという議論は
 韓国にいては困る。白紙というは、
 と何かあり、将来とこれと相手と
 あり可能性ありと響くから
 あり。北鮮は不活なりと
 とは通じぬ。(文次官)

2) 文書番号 1248,p13

物（あしか、あわび、わかめ）を採取するに止まるが、日本国民
われる。同島は人の住めぬ岩山であり経済的に見ても若干の海産

3) 文書番号 1787, P13

本問題の解決について国際司法裁判所による
る解決をわが方が主張しているのは一つの理
想的解決方式として考えているのであつて、
この解決方式に固執するものではない。

P38

ただ先方

の国際司法裁判所付託に対する強硬な反対
にかんがみ、右以外の方法でかつ、最終的、
決定的解決の方法と称し得る方式をも研究
し置く要があろう。

P58 訓令のライン以上の成果を挙げることを希望した金大使の圧力の結果
であると見られる。

P59 金大使がもっと甘い案で大丈夫だということでそれを信じてしまったと
後で怒ったという情報がある。

4) 文書番号 1824, P91 ~ 92 (竹島問題) 社会党がいつも政府攻撃の材料に使
う問題でもあるから、